

## II 三田市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成21年3月26日

条例第2号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 本市（以下「市」という。）に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
（省略）					
市長	三田市人権のまちづくり推進委員会	人権施策の推進に関する事項についての調査審議	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	2年
（省略）					

（平21条例26・平22条例3・平22条例28・平23条例4・平23条例16・平成24条例7・平成24条例38・平成24条例50・平成25条例5・平成25条例23・平成25条例30・一部改正）

（任期）

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

— 略 —

（施行期日）

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

— 略 —

### Ⅲ 三田市人権のまちづくり推進委員会規則

平成21年3月26日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市人権のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(分科会)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に分科会を設けることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、人権推進担当課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。